

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

ChatGPT に、**京都総合法律事務所らしいメルマガの挨拶文**をオーダーしたところ、

季節は新緑の陽光に包まれ、京都の風情も一層増してまいりました。私たち京都総合法律事務所も、風格ある歴史と伝統に支えられ、法律サービス業界において一步一步着実に前進しております。お客様のために尽力し、社会に貢献することを使命として、日々努力しております。これからも、京都ならではの品格を持ちながら、信頼性の高いサービスを提供してまいります。

と書いてくれました。悪くはないですが、面白味が欲しいなあと思い、「**法律系メールマガジンの冒頭用に、目を引くコラムを書いて**」とオーダーしたところ、

法律の魔法使いたち：法律家が使う魔法の言葉たち」というテーマで書いてみましょう。

法律家たちは、専門用語や法律用語を駆使して、事件や契約の解決にあたっています。彼らが使う言葉は、一見すると聞き慣れない言葉ばかりで、まるで魔法のように聞こえます。

例えば、「プロボノ」は、弁護士が無報酬で法律援助をすることを指します。「ノンコン」は、法的拘束力のないもののことを言います。また、「ジュリ」は、陪審員を指し、「プレトリアン・ガード」という言葉は、法廷警備員を表します。

これらの言葉は、法律の世界でのみ通じるものですが、法律家たちにとっては欠かせない言葉たちでもあります。法律家たちは、魔法の言葉を駆使して、クライアントのために最高の結果を出すために奮闘しています。

今後も法律の魔法使いたちの奮闘ぶりに注目していきましょう。

と書いてくれました。どちらの方が良いですか？

ちなみに「プレトリアン・ガード」なんて日常で使ったことないです。Star Wars やアメリカの法廷ドラマで出てくる言葉ですよ（少なくとも私には「欠かせない言葉」ではない…）。

「魔法の言葉」はちょっと気恥ずかしいですね。大河ドラマ「麒麟がくる」の本木雅弘さんが演じる斎藤道三の「言葉は刃物ぞ。気を付けて使え。」を思い出しました。

さて、改正労基法により、**2023年4月からは中小企業も月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%**になっています。

準備は万全でしょうか？

ドキッとした方はご連絡ください。

**このメルマガは転送大歓迎です！**

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

---

【1】皆様への情報提供

---

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年6月16日（金）15時～16時30分・リアル】

テーマ：最高裁判決を踏まえた「残業代請求初動対応」の実務-未払い賃金と割増賃金-

担 当：弁護士 伊山正和

会 場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

**※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。**

[https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆労務◆

【名ばかり残業代の危険性】

令和5年3月10日に示された最高裁判決は、賃金体系の不自然さが問題となり、形式上割増賃金として支払われた賃金が残業代と認められなかった事例です。残業代に対する規制は厳しくなる一方ですので、どうかご注意ください。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=938?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=938?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【問題社員対応のための心得】

- ① 就業規則で服務規律等で社内ルールを言葉で明確にする。
- ② 業務フローや手順など、守るべきルールがあればマニュアルや規程として整備する。
- ③ 問題行動があれば、本人の意見を聴取する。
- ④ 本人の意見を聴取した結果、会社側に問題があれば必ず改め、本人に問題があれば注意指導する。
- ⑤ 注意指導の結果、態度が改まらなければ、書面交付、懲戒処分等、段階を踏んでいく。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=901?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=901?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【さくらんぼ収穫に向けた決起大会の腕相撲への参加は仕事？】

さくらんぼ収穫に向けた決起大会（宴会）での腕相撲での怪我について、「業務上の負傷」であると判断した裁判例がありましたのでご紹介します。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=962?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=962?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【弁護士リチャードソンのツイート】

ツイッターで有益な労務情報を発信している「弁護士リチャードソン」。

実は、当事務所の 弁護士 伊山正和 です。フォローしていない方は、ぜひフォローを！

[https://twitter.com/richaso\\_law?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://twitter.com/richaso_law?zc_cid=${CONTACTID}$)

せっかくですので、最近の要注意情報を 140 文字でピリッと紹介しているツイートを3つご紹介します。

### <名ばかり残業代事件の最高裁判例解説>

令和5年3月10日に生まれた最高裁判決についての解説動画を作ってみました。「手短に」と言いながら、25分ほどになってしまいましたが、もしよろしければご参照いただければ幸いです。

[https://www.youtube.com/watch?time\\_continue=8&v=BGj54fZ8Bzs&embeds\\_euri=https%3A%2F%2Ftwitter.com%2F&feature=emb\\_logo?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.youtube.com/watch?time_continue=8&v=BGj54fZ8Bzs&embeds_euri=https%3A%2F%2Ftwitter.com%2F&feature=emb_logo?zc_cid=${CONTACTID}$)

### <有給休暇の時季変更>

適法に有休の時季変更を行うのはとても困難なのですが、①1ヶ月前の行使、②補充人員もある程度確保していた、③補充の方法に労使合意が確立していた、④今回ばかりは、それでも対応で

きなかった、という状況下で時季変更が適法とされたケースがあるようですのでご参考まで(大阪地判 R4.12.15)。

#### <ツンデレ>

法律のお話を「例え話」にすることはよくあるのですが、この小動物が一番気に入っているのは、ちょっと前にお見かけした、「あんたのことなんか、なんとも思っていないんだから！」が心裡留保、「幼なじみってだけで、付き合っただけなんかないから！」が虚偽表示っていうご説明です。くやしい。

#### <雇止め>

契約更新が繰り返されていなくても、更新の合理的期待(労契法 19 条 2 号)があれば、雇止め法理での審査対象となると。これを裏返すと、最初から上限がある場合のように、合理的期待がないと門前払いになりがちです(東京高判 R4.9.14)。が、学説上はそうでもないらしく、「書けば安心」ともいえんようです。

#### ◆コーポレートガバナンス◆

##### 【株主総会】

経産省の「新型コロナウイルス感染症関連 株主総会運営に係る Q&A」に追加がありました。

Q 6. 新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定とのことですが、Q 1～Q 5 で示された考え方はなおも妥当しますか。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html?zc_cid=${CONTACTID})

##### 【役員報酬】

経産省が『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』を改訂しました。

#### <目次>

- I. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要
- II. 株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A
- III. 株主総会報酬議案（例）
- IV. 譲渡制限付株式割当契約書（例）
- V. 株式報酬規程（例）

[https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331008/20230331008.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331008/20230331008.html?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【コーポレートガバナンス・コード】

東証が『建設的な対話に資する「エクस्पライン」のポイント・事例について』を公表しました。

コンプライ・オア・エクस्पラインが形骸化しているとの指摘を背景とし、投資家との建設的な対話に資すると考えられる記載上のポイント、投資者にとってわかりやすく説明していると考えられる事例及び説明が不十分と考えられる事例が示されており、有益な資料です。

[https://www.jpx.co.jp/news/1020/cg27su000000427f-att/cg27su00000042br.pdf?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://www.jpx.co.jp/news/1020/cg27su000000427f-att/cg27su00000042br.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【人権対応】

経産省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

この資料には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿って取組を行う際に検討すべき「人権方針の策定」や「人権への負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価」について詳細な解説や事例が掲載されていますので、大変有意義なものだと思います。

[https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【名目的取締役の責任】

従業員の長時間労働に起因する死亡に関し、いわゆる名目的代表取締役の会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を肯定した裁判例（東京高等裁判所令和 4 年 3 月 1 0 日判決）について、弁護士竹内まいが解説します。

[https://kyotosogo-law.com/post-4736/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4736/?zc_cid=${CONTACTID})

#### ◆知的財産◆

#### 【ファッションロー】

経産省が「ファッションローガイドブック 2023 ～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」を公表しました。

## <目次>

- I. ブランドを立ち上げたらまずやるべきこと
- II. ファッションデザインの権利について知っておくべきこと
- III. プロモーション・広報を外部クリエイター等に依頼する際に気を付けること
- IV. 生産・流通について知っておくべきこと
- V. サステナビリティについて知っておくべきこと
- VI. 海外でのビジネスを検討する際に知っておくべきこと
- VII. デジタルファッション領域にチャレンジするとき知っておくべきこと

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/fashionlaw\\_wg/20230331\\_report.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/fashionlaw_wg/20230331_report.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【著作権侵害】

中部地方の中学校の学校だよりにインターネットで入手した陸上競技のイラスト1点を掲載したところ、著作権者の代理人弁護士から著作権侵害を主張され、最終的に22万円の解決金を支払ったとの報道がありました。

ネット上の写真や画像の利用にはくれぐれもご注意いただき、迷った場合や請求書が届いた場合、自己判断せず、直ぐにご相談ください。

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

### ◆独禁法◆

#### 【優越的地位の濫用】

某大手ドラッグストアが、納入業者に対し、

- ① コロナの影響を受けて売れ残った商品等を納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく一方的に返品していた行為
- ② 売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、派遣の条件を合意せず、派遣のために通常必要な費用を負担することなく、納入業者の従業員等を派遣させていた行為

③ 新規開店又は改装に際し、納入業者が納入する商品以外の商品を含む商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣の条件を合意せず、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、納入業者の従業員等を派遣させていた行為が、公正取引委員会による行政処分の対象となりました。

#### ◆広告規制◆

##### 【ステルスマーケティング】

消費者庁が『「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準』を公表しました。

ステマに対する取り締まりは強化される一方です。措置命令や課徴金のリスクをできる限り低減するため、事前にリーガルチェックを受けていただくことをお勧めします。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms216\\_230328\\_03.pdf?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms216_230328_03.pdf?zc_cid=$[CONTACTID])

##### 【アフィリエイト広告】

東京都が、アフィリエイト広告等により不当な広告を行っていた通信販売事業者 2 社に対して措置命令を行いました。

2 社は広告表示の内容を広告代理店やアフィリエイトターに任せていましたが、そのような場合であっても基本的に景品表示法上の責任は広告主にあるため、「知らなかった」「任せていた」は通らないのが実情です。

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/28/35.html?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/28/35.html?zc_cid=$[CONTACTID])

##### 【課徴金納付命令（6 億円）】

6 億円の課徴金が課せられたクレベリンの件、優良誤認表示となる理由は、「本件 5 商品を使用すれば、本件 5 商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていた。」が、「期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった」ことが理由です。

課徴金が6億円に上った理由ですが、計算式は「課徴金対象期間の売上げ×3%」であり、課徴金対象期間は最大3年ですので（景品表示法8条2項）、3年間の売上げ200億円あったためです。

#### 【適格消費者団体による差止請求】

適格消費者団体による差止請求を受け、削除することになった条項をご紹介します。

これらの条項にドキッとした会社は直ぐに契約書を見直してください。

- ▲ 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他の本サービスに関連して発生した会員の損害について、本件規約にて明示的に定める以外一切責任を負わない。
- ▲ 当社の故意また重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は、本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
- ▲ 自己都合によるお申し込み後のキャンセルはできません。また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。
- ▲ 大会開催中の事故・傷病・紛失等に関し、主催者は、損害賠償の責任を負いません。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

#### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=$[CONTACTID])

#### 【契約書サポートプラン】



契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

[https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【ハラスメント外部通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID})

#### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【3】セミナー情報

---

【2023年6月16日（金）15時～16時30分・リアル】

テーマ：最高裁判決を踏まえた「残業代請求初動対応」の実務-未払い賃金と割増賃金-

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4640/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【5】編集後記

---

2023年4月号、いかがでしたか？

このメルマガは2019年4月から発行しており、来月号で通算50号となります。

「毎月毎月よくネタがありますね。」と声をかけていただくこともあり、励みになっています。実際、書き始める時は「今月は何があったかなあ…」と思うのですが、書き始めると毎月毎月お伝えしたいことが多すぎて、むしろ絞るのが大変です。

司法試験に合格したときがピークにならないように、自己研鑽のためにも続けているわけですが、人に伝えるために情報を収集すると、収集の精度と記憶への定着がいずれも高まるように感じます。

F1は第3戦オーストラリアGPでもマックス・フェルスタッペン選手が優勝し、開幕3連勝となりました。これはちょっと手が付けられないかもしれません。フェルスタッペン選手が勝つのはもちろん嬉しいので、このまま連戦連勝をという気持ちと、手に汗握るレースもたまには恋しいという贅沢な気持ちの狭間で揺れる感じですね。

プロ野球は目の前の結果に一喜一憂せず、心穏やかに秋を迎えたい…

湯浅京己選手がスムーズに復帰できますように。佐藤輝明選手が復調しますように。井上広大選手が覚醒しますように。そして、藤浪晋太郎選手が大活躍しますように。

オーディオブックでは、家事時間の合間に基本的にはビジネス系か自己啓発系を聴き、現実逃避したくなったら小説を聴くという多読乱読スタイルです。

丁度、「え？いつまで学生時代と同じ勉強法やってんの？脳の仕組み変わったんですけど」というちょっとイラっとくる煽り表紙に目が留まり、「一生頭がよくなり続ける すごい脳の使い方」を聴き終えたところですので、復習がてらに要約してみると、

- ・脳は生涯にわたって成長し続ける。
- ・記憶力が衰えたように思うのは無意味記憶ができなくなっただけ。
- ・脳には意思決定の要となる「思考系」とそれを支える「理解系」があり、さらに、「視覚系」「聴覚系」「記憶系」「感情系」「伝達系」「運動系」がある。これらを組み合わせて脳に刺激を与える。
- ・脳は複数回出会う言葉や考え方を重要と判断し、記憶に残す。
- ・脳には「出力強化」という機能があり、アウトプットすると記憶が強化される。
- ・仕事終わりには仕事で使っていない脳番地を使うことが重要（視覚中心の仕事（例：デスクワーク）の人は聴覚系を、運動中心の仕事（例：肉体労働）の人は視覚系を使う）。

という感じですね。ということは、視覚中心の仕事をしている私が夜にオーディオブックを聴くことは理に適っているようです。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID}$)

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)